新潟県条例第27号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

 改 正 後
 改 正 前

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条 第1項の規定に基づき、別表第1<u>に掲げる新潟県立中学校(以下「中学校」という。)、別表第2</u>に掲げる新潟県立高等学校(以下「高等学校」という。)、<u>別表第3</u>に掲げる新潟県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)、<u>別表第4</u>に掲げる新潟県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)を設置する。

2 (略)

(入学考査料)

- 第2条 中学校又は中等教育学校の入学者選抜考査 を受けようとする者は、入学願書に添えて、2,200 円の入学考査料を納めなければならない。
- 2 · 3 (略)

(授業料等の減免)

- 第4条 知事は、特別の事情のある生徒及び<u>中学校、</u>中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額又は入学考査料(以下この条において「授業料等」という。)を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。
- 第6条 前条の規定により知事が定めるもののほか、 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学 校の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定め る。

附 則 (略)

別表第1 (第1条関係)

中	学	校	\mathcal{O}	名	称	位		置
新潟県	具立れ	白崎高	事等	学校区	付属中	柏	崎	市
学校								

別表第2 (第1条関係)

高等学校の名称	位	置
(略)		
新潟県立新潟北高等学校	新 潟	市
新潟県立碧高等学校	新 潟	市
(略)		

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条 第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる新潟県 立高等学校(以下「高等学校」という。)、<u>別表第</u> 2に掲げる新潟県立中等教育学校(以下「中等教 育学校」という。)及び<u>別表第3</u>に掲げる新潟県立 特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)を 設置する。

2 (略)

(入学考査料)

第2条 中等教育学校の入学者選抜考査を受けよう とする者は、入学願書に添えて、2,200円の入学考 査料を納めなければならない。

2 · 3 (略)

(授業料等の減免)

- 第4条 知事は、特別の事情のある生徒及び<u>中等教育学校</u>又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額又は入学考査料(以下この条において「授業料等」という。)を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。
- 第6条 前条の規定により知事が定めるもののほか、 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理 に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則(略)

別表第1 (第1条関係)

1 2 2 7 1 .	>1 v = >	141241117					
高 等	学	校の	名	称	位		置
(略)							
新潟県	立新	潟北	高等	学校	新	潟	市
(略)							

<u>別表第3</u> (第1条関係)	<u>別表第2</u> (第1条関係)
(略)	(略)
<u>別表第4</u> (第1条関係)	<u>別表第3</u> (第1条関係)
(略)	(略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和33年新潟県条例第12号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科	第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科
医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4	(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4
条第1項の規定に基づき、県立の中学校、高等学	条第1項の規定に基づき、県立の <u>高等学校</u> 、中等
校、中等教育学校及び特別支援学校の学校医、学	教育学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医
校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」とい	又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法
う。)の法第3条に規定する補償(以下「補償」と	第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の
いう。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関	範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な
し必要な事項を定めるものとする。	事項を定めるものとする。

(新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新潟県条例第57号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改	正後	改 正 前					
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)				
執行機関	事務			執行機関	事務		
(略)			(∄	各)			
6 教育委員会	県立中学校及び県立中等教育		6	教育委員会	県立中等教育学校の前期課程		
	学校の前期課程における学校				における学校給食費について		
	給食費についての援助に関す				の援助に関する事務であって		
	る事務であって規則で定める				規則で定めるもの		
	もの						
7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立</u>		7	教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立</u>		
	中学校(県立中等教育学校の				中等教育学校の前期課程への		
	前期課程を含む。)への就学の				就学のため必要な経費の支弁		
	ため必要な経費の支弁に関す				に関する事務(特別支援学校		
	る事務(特別支援学校への就				への就学奨励に関する法律		
	学奨励に関する法律(昭和29				(昭和29年法律第144号)に		
	年法律第144号)によるもの				よるものを除く。) であって規		
	を除く。)であって規則で定め				則で定めるもの		
	るもの						
(略)	(略)			(略)			